

第一回日韓・韓日歴史認識会議

国連における歴史戦

The History Wars in the United Nations

山本 優美子（国際歴史論戦研究所所長）

YAMAMOTO Yumiko

2026年3月3日、於ソウル市内会議室

「歴史戦」という言葉がある。2014年に産経新聞の特集記事で使われて広まった言葉だ。日本に関する誤った歴史認識やプロパガンダに対する反論、対抗する言論を指す用語として使われている。

戦時中の日本軍慰安婦や朝鮮半島からの労働者に関する歴史の嘘や反日プロパガンダに対抗して、我々が取り組んでいる真実の発信が、正にこの「歴史戦」である。

私は2014年から国連の主に人権条約の委員会で活動してきた。日本軍慰安婦は性奴隷ではないと主張するためだ。国連の人権条約と歴史問題は一見無関係のようだが、実際は国連は歴史戦の戦場だ。

1. 国連での体験 ～ 嘘を信じる委員たち

2018年ジュネーブの国連で、私が人種差別撤廃委員会に参加した時のことだ。ベルギーのボッソートという委員（男性）がいた。ハーグ常設仲裁裁判所の裁判官で、元ベルギー憲法裁判所の判事という、立派な経歴の人物だ。彼が在日韓国人問題について意見を述べたとき、冒頭で「日本にいる40万人の韓国人の大多数は、植民地時代に強制移住させられた人とその子孫である」と発言したのだ。これは誤りだが、何故こんな発言をしたのか調べると、在日本大韓民国民団が委員会に送った意見書に、全く同じことが書いてあった。NGOからの情報を真偽も調べず、そのまま発言したのだ。

また、ボッソート委員は、慰安婦問題について「問題を矮小化、否定するのは受け入れられない。性奴隷が適切でないという理由が理解できない」と発言した。委員会には米国のマックドゥーガル委員、韓国の鄭鎮星(チョン・ジンソン)委員、中国の女性委員もいた。このような委員会が、性奴隷を否定する意見を受け入れることは無いというのが現実だ。国連の人権条約の委員会はいくつかあるが、どの委員会も同じような状況である。

委員会は締約国の政府報告書を審査した後、政府に対する様々な勧告を記した総括所見(Concluding Observations결론적 관찰¹⁾)を発表する。日本政府への総括所見で慰安婦問題について最初に勧告したのは、1994年の女子差別撤廃委員会だ。日本弁護士連合会からの意見書が情報元である。以来30年以上もの間、様々な左派NGOが日本軍慰安婦を人権問題として国連に意見や情報を送り続けた。今となっては、そもそも日本軍慰安婦は何であったかという議論は全くされない。「慰安婦は日本軍の被害者」が大前提で、日

本政府に「救済と賠償」を勧告し続けている。

2. 国連を舞台にした新たな歴史戦～「沖縄/琉球先住民族」の嘘

国連において、日本で差別されているマイノリティは「在日韓国・朝鮮人、部落民、先住民族のアイヌ・沖縄/琉球」とされている。この中で、歴史戦の観点から今日本にとって非常に危険なのが、「沖縄/琉球先住民族」問題だ。

沖縄は日本の一番南にある島々からなる県で、「琉球」は沖縄の歴史的呼び方である。沖縄に昔から住んでいる人たちは、日本人である。自分たちがインディアンやイヌイトのような先住民族だなどとは、思ってもいない。一般の日本国民も、誰もそんなことを思いもしない。

ところが2010年頃から、ほんの少数の沖縄の人がNGOを組織し、自分たちは日本政府から人権侵害を受け苦しんでいる先住民族だ、と国連で主張し始めた。国連の人権条約の委員会や先住民族関係の委員会は、彼らの情報をそのまま信じた。その結果、国連は日本政府に対して「沖縄の人々を先住民族と認め、資源、言葉、歴史、文化、権利を保護し、米軍基地を押し付けるな」という勧告を発している。

それを喜んでいる国がある。沖縄を狙っている中国だ。

昨年（2025年）から、台湾問題と符節を合わせるように中国政府の沖縄に関する発言が目立ち始めた。10月のニューヨーク国連総会では、中国代表が日本政府に対して「沖縄などの先住民族の人々への偏見と差別を止めるよう」と非難した。² 12月には中国外相報道官が「一部の国は、侵略戦争における歴史的犯罪、例えば細菌戦、慰安婦の強制連行、民間人の虐殺を悔い改めないだけでなく、アイヌや琉球（沖縄）人などの先住民の権利を侵害し続け、外国人差別政策を導入している」と日本を批判した。³

中国報道官の発言にある「慰安婦」に関しては、日本軍が強制連行した性奴隷として、既に国連から国際社会に広まっている。「民間人の虐殺」というのは、所謂南京大虐殺のことを指しているのだろう。国際社会では南京戦での日本軍による大虐殺が信じられている。2015年には中国が申請した「南京大虐殺」が、ユネスコ「世界の記憶」に登録された。国連を利用して「日本軍＝悪」を浸透させる歴史戦は、慰安婦と南京ですでに反日歴史捏造勢力が成功している。

中国の影響力が国連でも強くなっている今、慰安婦と南京大虐殺に「沖縄先住民族」問題が加わると、つぎのようなナラティブ（解釈）が出来上がる。

「日本は、過去の残虐な日本軍の戦争犯罪を反省しない人権蹂躪国家である。今、その日本によって沖縄先住民族が人権侵害を受けている。よって、日本政府の弾圧から沖縄先住民族を救い、沖縄を日本から独立させ、歴史的に関係が深い中国が保護する。」

一般の日本人にとっては冗談のような話だが、中国の動きと国連の勧告を合わせると、このナラティブが成り立つのだ。中国が、武力を使わずに沖縄の主権を奪うという、国連を利用した歴史戦、情報戦、認知戦である。

3. 韓国と国連勧告

国連の人権条約委員会の対韓国審査において、慰安婦問題は長く扱われてこなかった。ところが2015年の日韓合意以降、拷問禁止委員会と女子差別撤廃委員会が韓国政府に対して、日韓合意の改正や元慰安婦への救済と賠償を勧告している。2023年には国連特別報告者ファビアン・サルビオリ (Fabían Salvioli / 파비안 살비올리) が「真実、正義、賠償および再発防止保証の促進に関する特別報告者ファビアン・サルビオリの報告」⁴を発表し、日韓合意の改正を勧告した。

2015年の日韓合意は、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した二国間合意である。当時の潘基文 国連事務総長も歓迎の声明を発表している。⁵ その国連において、日韓合意と慰安婦問題を蒸し返す勧告が続いているのだ。

資料の「付録1」は、人権条約委員会の総括所見の勧告と特別報告者報告書の勧告を時系列で表にしたものだ。「付録2」は、報告書の日本語訳（翻訳者 国際歴史論戦研究所 松木國俊 上席研究員）である。

「付録1」について時系列で説明する。

- ① 2015年12月 日韓合意で「慰安婦問題は最終的、不可逆的に解決」を発表
↓
- ② 2016年3月 女子差別撤廃委員会から日本政府に対して「日韓合意は被害者中心のアプローチを充分にとっていない」として「元慰安婦への救済及び賠償」を勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/7-8)
↓
- ③ 2017年拷問禁止委員会と2018年女子差別撤廃委員会から韓国政府に対して、②を参考文献として、「日韓合意の改正」と「元慰安婦への救済と賠償」を勧告 (CAT/C/KOR/CO/3-5, CEDAW/C/KOR/CO/8)
↓
- ④ 2023年の国連特別報告者の報告書において②③を参考文献として、韓国政府に対して「日韓合意を改正」を勧告 (A/HRC/54/24/Add.1)
↓
- ⑤ 2024年拷問禁止委員会、女子差別撤廃委員会から韓国政府に対して、③④を参考文献として、「元慰安婦への救済と賠償」を勧告 (CEDAW/C/KOR/CO/9, CAT/C/KOR/CO/6)

このように、一度勧告されるとそれを根拠に別の委員会で新たな勧告となり、国連内で広がっていくことが分かる。SNSで価値観を共有・共感し、特定の思想が強化されていく「エコーチェンバー現象」という言葉があるが、まさに「国連勧告エコーチェンバー現象」である。

この国連特別報告者の報告書については、是非韓国人研究者の皆様に、評価や感想をお伺いしたい。

4. 利用される国連～分担金と財政危機の影響

国連には「国家は市民を抑圧する悪」、「人権侵害を訴える弱者の市民が正義」という価値観がある。そこに「敵国だった日本軍は悪」、「慰安婦は日本軍の被害者」、「沖縄は日本に差別されている先住民族」というストーリーが反響して、国連内では「真実」になり、勧告となって発せられる。その国連勧告を利用し、歴史戦において自分たちの主張や立場を優位にしようとする勢力や国がある。

一方、これから国連の権威と機能が弱くなっていく可能性もある。「UN liquidity crisis」国連の財政危機問題だ。昨年から資金不足を理由に、委員会が開催されない事態が発生している。赤字財政に加えて、加盟国が分担金⁶を滞納しているからだ。今年一月にトランプ大統領が31の国連機関からの脱退や資金拠出の停止を発表⁷したこともあり、更なる資金不足から国連の機能が縮小、一部停止する可能性が高い。

2022年、女子差別撤廃委員会が日本の皇室典範で定める男系男子を男女平等に法改正しろと勧告した。この一件だけでも、日本は委員会から離脱する理由になると思う。金を払って国を壊されることがあってはならない。このまま国連が歴史戦に利用され、嘘の歴史を拡散し、日本の伝統と国柄を壊す勧告を繰り返し、日本の安全を脅かすのであれば、日本政府は分担金の支払いを停止して国連に警告するべきだ、と私は考える。そういう決断ができる日本になるべきだ。

以上

<参考文献 References>

UN Treaty Body Database

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/sessionslist.aspx

NATIONAL HUMAN RIGHTS COMMISSION OF THE REPUBLIC OF KOREA/국가인권위원회 / 韓国国家人権委員会

<https://uhr.humanrights.go.kr/>

<https://uhr.humanrights.go.kr/pub/uhrstd/pair/line/938>

注

1 Concluding Observationsは、最終見解書 최종견해とも訳される。

2 UN Web TV 09 Oct 2025 Third Committee, 10th plenary meeting - General Assembly, 80th session

<https://webtv.un.org/en/asset/k1n/k1n515ccjk>

3 2025年12月10日外交部发言人郭嘉昆主持例行记者会

https://www.fmprc.gov.cn/fyrbt_673021/jzhsl_673025/202512/t20251210_11770291.shtml

4 A/HRC/54/24/Add.1

<https://docs.un.org/en/A/HRC/54/24/Add.1>

Report of the Special Rapporteur on the promotion of truth, justice, reparation and guarantees of non-recurrence, Fabián Salvioli, on his visit to the Republic of Korea

- 대한민국 방문에 관한 진실, 정의, 배상 및 재발 방지 보장 증진 특별보고관 파비안 살비올리의 보고서
- 5 UN News 28 December 2015
UN chief welcomes agreement between Japan and Republic of Korea on ‘comfort women’
<https://news.un.org/en/story/2015/12/519052>
- 6 日本国外務省 日本分担金・拠出金
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page22_001258.html
2025年の国連分担金は、一番多いのが米国22%、二番目中国20%、三番目日本6.9%（約2.4億ドル[380億円、3,516億ウォン]）。韓国は九番目約2.3%。
- 7 the White House January 7, 2026
Withdrawing the United States from International Organizations, Conventions, and Treaties that Are Contrary to the Interests of the United States Presidential Memoranda
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/01/withdrawing-the-united-states-from-international-organizations-conventions-and-treaties-that-are-contrary-to-the-interests-of-the-united-states/>

【 付録 1】

国連人権条約委員会 総括所見 と 勧告 “慰安婦”

2015.12.28	日韓両外相共同記者発表 日韓間の慰安婦問題について 「(韓国政府は、)今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。」
2017.4.18- 5.12	拷問禁止委員会 60 セッション 開催 (対韓国審査会)
2017.5.30	CAT/C/KOR/CO/3-5 拷問禁止委員会 第 3-5 回韓国政府報告書への総括所見 ----- 拷問や虐待の被害者に対する救済 47. 委員会は次のように述べる。 (a) 2015 年 12 月 28 日に開催された日本および大韓民国の外相会談で合意が成立したことを歓迎しつつ、第二次世界大戦中の性奴隷被害者のうち 38 名が現在も存命であることに留意しながらも、この合意が一般的意見第 3 号の範囲および内容を十分に満たしておらず、補償および可能な限り完全なりハビリテーションの手段を含む救済や賠償を提供していないこと、また真実を知る権利および再発防止の保証を確保していないことを懸念する。 48. 当該締約国は次の措置をとるべきである。 (d) 2015 年 12 月 28 日の日本と大韓民国との間の合意を改正し、第二次世界大戦中の性奴隷被害者で生存している人々に対し、補償およびリハビリテーションの権利を含む救済を提供し、真実を知る権利、賠償、そして再発防止の保証を確保すること。これは、条約第 14 条に沿ったものでなければならない。
2018.2.19- 3.9	女子差別撤廃委員会 69 セッション開催 (対韓国審査会)
2018.3.14	CEDAW/C/KOR/CO/8 女子差別撤廃委員会 第 8 回韓国政府報告書への総括所見 ----- “慰安婦” 26. 委員会は、日本に関するこれまでの総括所見 (CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 37-38、および CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ 28-29) を想起し、締約国が 2015 年 12 月 28 日の日本との二国間合意の再検討結果を 2017 年 12 月 27 日に公表して以来、締約国が取った追加的措置を歓迎する。また、締約国が被害者中心のアプローチに基づいてフォローアップ措置を実施する意向を示していること、そして日本から拠出された 10 億円を分配するために二国間合意の下で設立された「和解・癒やし財団」に対して、被害者／生存者およびその家族が反対していることにも留意する。 27. 委員会は、締約国に対して以下を勧告する。 (a) 2015 年 12 月に日本と共同で発表された二国間合意を実施するにあたり、被害者／生存者およびその家族の意見を十分に考慮すること。

	(b) 被害者／生存者およびその家族の真実、正義、救済を受ける権利が完全に保障されるようにすること。その中には、リハビリテーションや、公正かつ十分な補償を遅滞なく提供することが含まれる。
2023.7.6	A/HRC/54/24/Add.1 大韓民国訪問 真実、正義、賠償及び再発防止の保障の促進に関する特別報告者 ファビアン・サルヴィオリの報告書 ----- X. 勧告 A. 大韓民国政府への勧告 86. (z) 第二次世界大戦当時の日本軍慰安婦制度の生存被害者が、国際基準に則った、真実、正義、十分な賠償と再発防止の保障を得られるように、2015年12月28日に行われた日韓合意を改正すること； (aa) 韓国人被害者に対する深刻な人権侵害と国際人道法違反に関与した第三国当局が、それぞれの国の責任範囲内で、被害者の真実、正義および賠償に対する権利を実現し、被害者に影響を及ぼすすべての交渉および決定において被害者が意味のある協議を行うために必要な処置を取るよう、積極的に関与すること。 B. 国際社会への勧告 87. 特別報告者は、朝鮮民主主義人民共和国、日本、ロシア、アメリカなど、韓国人被害者に対する深刻な人権侵害および国際人道法違反に関与した第三国当局に対し、それぞれの国の責任範囲内で国立記録公文書への完全なアクセスを含む真実、認識と謝罪を含む正義と賠償を被害者に提供し、被害者に影響を与えるすべての交渉および決定の中心に被害者を置くために必要な措置を講じることを勧告します。
2024.5.13-31	女子差別撤廃委員会 88 セッション開催 (対韓国審査会)
2024.6.6	CEDAW/C/KOR/CO/9 女子差別撤廃委員会 第9回韓国政府報告書への総括所見 勧告 ----- “慰安婦” 30. 委員会は、2023年11月23日、元「慰安婦」らが日本を相手取って提起した訴訟において、ソウル高等裁判所が判決を下し、その中で日本政府に対し原告への賠償を命じるなど、慣習国際法の理論を再定義したとしていることに留意する。しかしながら、委員会は以下の点について懸念をもって留意する。 (a) 多くの「慰安婦」被害者が、十分な補償を含む救済を得ていないこと。 (b) 生存者が高齢化に伴い健康上の課題が増加しており、長期的なトラウマの影響に対応するために必要な医療的・心理的支援が依然として満たされていないこと。 31. 委員会は、以前の総括所見（CEDAW/C/KOR/CO/8、パラ 27）を想起しつつ、締約国に対して以下を強く促す。 (a) 被害者／生存者の救済を受ける権利を認め、これに応じて補償、満足、公式な謝罪、リハビリテーションサービスを含む完全かつ効果的な救済および賠償を提供すること。 (b) 現存する「慰安婦」生存者が、専門的な医療、心理、社会的支援に完全にアクセスできるよう確保すること。

2024.7.8-26	拷問禁止委員会 80 セッション開催 (対韓国審査会)
2024.8.16	CAT/C/KOR/CO/6 拷問禁止委員会 第6回韓国政府報告書への総括所見 ----- 救済 38. 委員会は過去の国家暴力や施設収容の被害者のうち、補償やリハビリテーションを含む救済を受けられた人がごくわずかであることに懸念を表明する。委員会は、女性差別撤廃委員会が指摘した懸念—多くの元「慰安婦」が完全な補償を受けておらず、彼女たちが経験した長期にわたるトラウマの影響、加齢や脆弱性により健康上の課題に直面し続けていること—を想起する。 39. 締約国は以下を行うべきである。 (b) すべての元「慰安婦」に対し、補償、満足措置、リハビリテーションサービスを含む効果的な救済と賠償を提供すること。

< 参考文献 >

- UN Treaty Body Database

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/sessionslist.aspx

【付録 2】 国連

A/HRC/54/24/Add.1



総 会

一般配布

2023 年 7 月 6 日

原文: 英語

人権理事会

第 54 会期

2023 年 9 月 11 日～10 月 6 日、

議題 3

全ての人権、発展の権利を含む市民的、政治的、経済的、
社会的および文化的権利の促進と保護

大韓民国訪問

真実、正義、賠償および再発防止保証の促進に関する
特別報告者ファビアン・サルビオリの報告書

概要

真実、正義、賠償および再発防止保証の促進に関する特別報告者ファビアン・サルビオリは 2022 年 6 月 8 日から 15 日にかけての大韓民国訪問の結果について本報告書を提出します。特別報告者は、植民地支配、戦争、独裁時代に行われた深刻な人権および国際人道法の侵害に対応するために政府が取った措置を評価しました。

報告書の中で特別報告者は、過去に行われた重大な人権侵害に対処するための法的枠組みの採択と、真実究明と記憶・追悼のための手続きを樹立するプロセスの確立の進展を指摘しています。しかしながら、賠償に関する課題が依然として存在していることを指摘し、過去の重大な人権侵害の加害者に対する刑事責任追及が行われていないこと、過去の濫用を招いた規範的枠組みの改革や、そのような侵害に関与した機関の能力や手続きの改善に十分な進展が見られていないことを懸念しています。

本報告書は政府および国際社会の構成員への勧告事項で締めくくられます。

*本報告書の要約はすべての公式言語で配布されている。要約に添付された報告書本文は、提出時の言語のみで配布されています。

付属文書

大韓民国訪問に関する、真実、正義、賠償および再発防止保証の促進
特別報告者ファビアン・サルビオリの報告書

目次

	page
I. 序論	3
II. 一般的背景	3
III. 移行期正義に関する法的体系	4
IV. 真実	5
V. 正義	8
VI. 賠償	10
VII. 追悼	17
VIII. 再発防止の保証	19
IX. 結論	22
X. 勧告	23
A. 大韓民国政府への勧告	23
B. 国際社会への勧告	27

I. 序論

1. 国連の真実・正義・賠償および再発防止保証の促進に関する特別報告者は、2022年6月8日から15日まで大韓民国を公式に訪問調査しました。特別報告者は大韓民国政府の招待と訪問調査期間中の協力に感謝の意を表します。
2. 今回の訪問調査の目的は、20世紀の全般に亘って大韓民国を苦しめた植民地支配、戦争、権威主義政権下で発生した深刻な人権侵害および国際人道法違反について、大韓民国政府が真実、正義、賠償、追悼および再発防止の分野で採った措置を評価することでした。
3. 特別報告者は訪問調査期間中、ソウル、世宗、光州、大田、ソンガムドン（安山）を訪れました。また、追悼史跡、旧拘禁施設、集団墓地および発掘現場を直接訪れる機会もありました。
4. 特別報告者は訪問調査の過程で、外交部、法務部、行政安全部、女性家族部、国防部、教育部、警察庁、国家記録院、国家人権委員会、真実・和解のための過去史整理委員会、5.18民主化運動真相究明調査委員会、民主化運動関連者名誉回復および賠償審議委員会関係者、国会議員および裁判官と面談しました。
5. 特別報告者は被害者とその家族、市民社会団体代表、人権活動家、学界の専門家、国際社会の代表者とも面談しました。

II. 一般的背景

6. 20世紀において、韓国は帝国主義的併合、武力衝突、占領、そして1980年代後半に終わった約40年間にわたる権威主義的統治を経験しました。その期間中、殺人、拷問、行方不明、性的暴力および性的搾取、人身売買、強制労働、恣意的拘禁など、深刻な人権侵害と国際人道法違反が行われました。
7. 19世紀に入り、朝鮮半島は中国、日本、ロシア帝国の間での争いの場となりました。1894～1895年の日清戦争と1904～1905年の日露戦争の後、韓国は1910年から1945年まで日本帝国主義に併合され統治されました。第二次世界大戦で日本が敗北した後、韓国は独立を取り戻しましたが、その後、南部は米国、38度線以北はソ連社会主義共和国連邦に占領され、二つの占領地域に分かれました。1948年、南部には大韓民国、北部には朝鮮民主主義人民共和国という二つの独立国家が建国されました。1950年、朝鮮民主主義人民共和国が大韓民国に侵攻し戦争が勃発し、複数の国が双方の紛争を支援しました。1953年に合意されたものの、大韓民国が署名していない休戦協定により戦争は終了し、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の間に非武装地帯が設置されました。しかし、平和協定は締結されていません。そして、大韓民

国が民主的転換を始めた1988年まで、一連の専制政権と独裁政権が大韓民国を統治しました。

8. 大韓民国を襲った激動的な社会政治的事件が続発する中で、韓国社会では様々な行為者や政治団体によって、さまざまな重大な形態の人権侵害と国際人道法違反が発生しました。多くの場合、侵害は大規模または長期間にわたって行われました。

9. 特別報告者は、訪問中に次のような背景のもとで続いた深刻な人権侵害および人道法違反に関する報告を受けました。(a) 日本植民地時代における日本軍による女性および少女の性奴隷化、女性および男性の労働力および軍隊への強制動員、樺太における韓国人労働力の強制動員；(b) 日本からの独立および米国・ソ連の占領期における樺太における朝鮮の虐殺、済州4・3事件、麗水、順天、大邱の虐殺；(c) 大田のコルリョン谷地域や済州での虐殺を含む韓国戦争、その他多数の殺人・虐殺、拉致、強制移住、そして朝鮮民主主義人民共和国による韓国国民の拉致；(d) 若い活動家に対する強制徴集、緑化事業、先導作戦、活動家の謎の死、北朝鮮から帰還した漁師に対する捏造されたスパイ事件、1980年5月18日の光州虐殺、そして朴正熙大統領の緊急措置に基づく民主派活動家の恣意的な逮捕、起訴及び拷問があった独裁及び権威主義政権期；(e) 兄弟福祉院、瑞山（ソサン）開拓団、三清（サムチョン）教育大、仙甘（ソンガム）学園などの収容施設や収容所で、ホームレス、露店商、子どもたちが受けた虐待；(f) 民間の海外養子縁組制度とそれに伴うケアの欠如に起因する養子に対する多数の人権侵害。

10. 1990年代、大韓民国は民主化への移行を開始しました。人権侵害の残滓を排除するために、以下に言及された一連の移行期正義分野の施策が採られています。本報告書は、韓国当局が採択した施策のみを検証しています。この報告書は訪問中の状況に焦点を当てていますが、その後の状況についても言及しています。

III. 移行期正義に関する法的体系

11. 大韓民国政府は、20世紀に行われた重大な人権侵害および人道法違反に対処するため、さまざまな範囲で一連の規範を採択しています。これには「真実と和解のための過去史整理基本法」（2005年制定、2020年改正）、「日帝下日本軍慰安婦に対する生活安定支援法」（1993年に制定、2008年に「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業などに関する法律」へ改定）、「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者などへの支援に関する特別法」（2010年、2004年と2007年の以前の関連法律）；「済州4・3事件真相究明及び犠牲者名誉回復に関する特別法」（2000年制定、2022年改定）；「麗水・順天10・19事件真相究明及び犠牲者名誉回復に関する特別法」および関連条例（2022年）；「6・25戦争中敵後方地域作戦遂行功労者に対する軍服務認定及び補償に関する法律」（2004年）；「6・25戦争中の北朝

鮮による拉致被害真相究明及び拉致被害者の名誉回復に関する法律」(2010年)；「6・25 戦争戦死者遺骸の発掘等に関する法律」(2021年)；「5・18 民主主義運動等に関する特別法」(1995年)、「光州民主化運動関連者補償等に関する法律」(1990年、2000年)；「5・18 民主主義運動真相究明のための特別法」(2018年)；「疑問死真相究明に関する特別法」(2000年)；「民主主義運動関連者名誉回復及び補償等に関する法律」(2000年)；「軍疑問死真相究明等に関する特別法」(2006年)；「軍事死亡事故真相究明に関する特別法」(2018年)；「三清教育被害者名誉回復および補償に関する法律」(2004年制定)；「養子特例法」(2012年に改正) などです。

Ⅳ．真実

12. 大韓民国が民主主義への移行を開始するにあたり、政府は過去の人権侵害に関する事実を明らかにするために多くの真実究明の取組を採用しました。特別報告者は以下において、取り組みの一部を検討します。

13. 日本統治時代に韓国市民に対して行われた人権侵害に関連して、1992年に『日本軍性奴隷調査のための省庁横断タスクフォース』が設置されました。さらに政府は、日帝強占下強制動員被害真相究明委員会(2004年)および対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援委員会(2010～2015年)を設置しました。現在は、行政安全部、日帝強制動員被害者支援財団、国立日帝強制動員歴史館などが、対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援委員会の業務を、やや弱くではありますが、後続として実施しています。2018年には日本軍『慰安婦』問題研究所が設立され、収集された情報を研究・公論化し、デジタルデータベース「アーカイブ814」を運営しています。¹ 女性家族部は、2017年に日本軍『慰安婦』制度に関する歴史的事実を記録した報告書を作成し、発行しました。政府は2020年から、日帝強占期の強制動員生存者、遺族、証人などの口述記録を構築し、展示や認識改善キャンペーンに活用しています。市民社会団体は、こうした努力にもかかわらず、日本政府が1995年に実施した調査(形式的なものにすぎないと一部から見なされている調査)に続いて、日本政府に対し人権侵害を包括的に調査するよう促すための施策を、宣言的なものを除いて、韓国政府が採用してこなかったと指摘しています。

14. 日本の植民地支配からの独立以降、朝鮮半島占領期に行われた人権侵害に関連して、政府は済州4・3事件の真相究明および犠牲者の名誉回復委員会を設置し、2003年に公式報告書を発表しました。また、済州4.3平和財団を設立し、関連研究、追悼及び教育活動を行っており、2012年、2016年、2017年、2018年、2019年、2020年に真相調査を実施しました。麗水・順天10・19事件真相究明及び犠牲者名誉回復

¹ www.archive814.or.kr.

委員会は、国務総理室所属で2022年に設置されました。麗水・順天10・19事件真相究明及び犠牲者名誉回復実務委員会は2年の活動期間で全南に設置されました。

15. 朝鮮戦争に関しては、三つの法律により、大韓民国政府は戦争中に行方不明になった人の生死を確認するための調査を行い、現在のリストを更新し、死亡した被害者の身元確認を促進するためにDNAデータベースを構築することを規定しています。政府は朝鮮戦争中、朝鮮民主主義人民共和国による拉致の真実を究明するための委員会を設置しました(2010～2015年)。また、被害者のためのDNAプロフィールを作成し、リストを確定するための大規模なデータ収集キャンペーンを実施し、離散家族との映像手紙14,000件を録画しました。² 大韓民国政府は2000年以降、南北赤十字社が主管する長官級会談と対話を通じて、朝鮮民主主義人民共和国当局に拉北者情報提供と離散家族の再会を継続的に要求してきたと報告しました。政府はまた、国際機関の主催のもとで、北朝鮮に拉致された漁民の送還を促してきました。

16. 権威主義統治時期に行われた人権侵害に関連して、まだ報告書を採択していない5・18民主化運動真相究明調査委員会、国防部が設置し、2017年と2018年に各報告書を発表した2つの臨時委員会、性暴行事件も調査した省庁合同調査団を含むいくつもの政府機関が、5.18光州民主化運動過程で発生した人権侵害を調査しました。5・18民主化運動真相究明調査委員会は2019年に設置され、2023年末に公式報告書を提出する予定です。

17. 権威主義の統治時期に発生した疑問死を調査するためには、第1～2期大統領所属の疑問死真相究明委員会(2000～2002年、2003～2004年)、大統領所属の軍疑問死真相究明委員会(2006～2009年)、大統領所属の軍死亡事故真相究明委員会(2018～現在)など、四つの委員会が設置され、調査を行いました。委員会の業務は、人権侵害に関与していると推測される機関の非協力により妨げられてきました。

18. 収容施設に関しては、釜山広域市が兄弟福祉院被害者申告センターを設置し、関連研究用役を発注したことがあります。三清教育大事件は、三清教育被害者名誉回復及び補償審議委員会と国防部過去史真相究明委員会で真相調査を進めました。京畿道は2020年、仙甘学院被害者申告センターを設置し、この事件に対する研究用役を発注しました。

19. 個別の事件に焦点を当てたこれらのイニシアティブに加えて、政府は過去の人権侵害についてより包括的な調査権限を持つ真実委員会を設立しました。第1期真実・和解のための過去史整理委員会(2005～2010年)は、「真実・和解のための過去史整理基本法」に基づき、過去の国家暴力事件の真実を調査・糾明するために設立さ

² <https://www.ohchr.org/en/documents/country-reports/torn-apart-human-rights-dimension-involuntary-separation-korean-0>, para. 79

れました。委員会は被害者から10,860件の陳情を受け付け、15件の事件を職権で開始し、約8,450件の決定を下しました。第2期真実・和解のための過去史整理委員会は、基本法の改正により2020年に4年間の活動期間で活動を開始しました。2022年5月までに14,773件の申請が受理されました。第1期委員会および第2期委員会に対する被害者の陳情申請期間は、それぞれ1年と2年でした。短い陳情申請期間と不十分な周知不足のため、想定される被害者数に比して限られた数の陳情しか受理されませんでした。委員会は、概ね朝鮮戦争（コルリョン谷民間人虐殺事件を含む）、在外同胞の状況、敵対勢力による虐殺、独裁統治期間中の人権侵害（強制徴集、緑化事業および先導工作、北朝鮮による拉致後帰還した漁民に対する捏造スパイ事件）、朴正熙大統領時代に実施された非常措置、収容施設内の人権侵害などについて調査を行いました。

20. 国家情報院過去事件の真実究明を通じた発展委員会（2004～2007年）、警察庁過去史真相究明委員会（2004～2007年）、国防部過去史真相究明委員会（2005～2007年）、検察過去史事件の真相究明のための大検察庁真相調査団および検察過去史委員会（2017～2019年）など、人権侵害に関与した疑いのある複数の政府機関でも内部真相調査委員会が設置されました。それにもかかわらず、調査の範囲や結果は限定的であり、勧告事項も適切に実行されませんでした。

21. 政府はこれまで、過去に行われた多数の人権侵害の真実を解明するための制度的基盤を構築してきました。これに関連して、真実・和解のための過去史整理委員会は、最も包括的かつ真摯な努力を示しています。このような努力にもかかわらず、不十分な物的・人的資源、限定的な調査権限、あるいは限定的な手続きにより、委員会の能力や成果は制限されています。さらに、国家情報院、警察庁、行政安全部など人権侵害に関与した疑いのある政府機関の文書や記録にアクセスする権限が保障されておらず、真実究明機関の業務に深刻な障害となっています。重大な人権侵害に対する国家の記録公開義務を規定する法律が存在しないため、相当数の記録は機密に分類されています。

22. 特別報告者は、検察や国家記録院が国家安全保障や個人情報保護を理由に被害者の記録へのアクセスを制限することが多いという事実を報告されました。さらに、被害者が自身の記録を閲覧・複写するために費用を支払わなければならないことが伝えられています。

23. 特別報告者は、真実解明の分野でこれまで採用されてきた手続きを歓迎するとともに、政府がこれを強化し、真実へのアクセスにおける既存のすべての障壁を取り除くことを促します。まだ解明されていない多くの人権侵害事例は、それ自体が課題です。現在と将来の世代のために、すべての過去史の人権侵害事件が正当に考慮され、認められ、保存されることができるよう、継続的に努力しなければなりません。

V. 正義

24. 大韓民国は深刻な人権侵害の加害者を継時的に調査し、起訴するための責任究明手続きや起訴戦略を採用していませんでした。疑問死事件、拉北帰還漁夫の捏造スパイ事件、朴正熙大統領時代の緊急措置事件、強制徴集、録画事業および先導工作、瑞山開拓団事件、海外養子縁組事件など、ほとんどの国家暴力事件で責任究明は行われませんでした。三清教育大事件の場合、検察は被疑者に対して不起訴処分を下すか、『公訴権なし』の決定を出しました。大検察庁過去史委員会は兄弟福祉院事件を含む収容所および収容施設で行われた人権侵害を調査し、関連する公権力の違法性を確認しました。兄弟福祉院の院長は起訴されましたが、最高裁は該当命令について検察が提起した特別上告を棄却しました。居昌、山清、咸陽虐殺事件の場合、加害者には実刑が言い渡されましたが、刑は赦免または減刑されました。ソウル地方検察庁と特別捜査本部の捜査は、深刻な人権侵害に対する起訴にはつながりませんでした。不十分な責任究明の手続きにより、国家暴力事件に対する国家または加害者の法的責任はほとんど確立されず、ほとんどの被害者の無念の思いは解消されませんでした。一つの例外は、高位公務員の刑執行が猶予された制限はありますが、1980年代の朴鐘哲拷問致死事件に関与した公務員が有罪判決を受けたことです。

25. 国家に対する被害者の不法行為国家賠償請求を通じて、数多くの事件に対する司法活動が始まりました。しかし、これまでの期間、多くの国家賠償請求が消滅時効を理由に棄却されました。2007年、国会は集団虐殺犯罪、反人道的犯罪、戦争犯罪について公訴時効の適用を排除する「国際刑事裁判所管轄犯罪の処罰等に関する法律」を制定しました。また政府は、2011年、2015年、2020年、2022年に特定の状況下で反人道的犯罪や殺人、性犯罪に対する公訴時効の適用を排除する法案を採択しました。しかし、拷問のような他の深刻な人権侵害については、公訴時効の適用が排除されていません。憲法裁判所は2018年、深刻な人権侵害犯罪に対する長期消滅時効の適用について、憲法不合致の決定を下し、最高裁も関連裁判で憲法裁判所の決定を引用し反映しました。政府は、法務部が国家賠償請求訴訟に関与する関連政府機関に対して、当該裁判所の決定を尊重するよう措置を講じたと報告しました。

26. 過去に理不尽に有罪判決を受けた被害者が多かったため、多くの再審が裁判所に請求されています。刑事訴訟法第420条および第422条、民事訴訟法第451条は再審の要件を定めています。両法律とも再審の事由を限定しており、民事訴訟法では原則として、再審請求の期間を被害者が再審理由を知った日から30日と定めています。最高裁は刑事手続きにおける再審事由である新しい証拠の発見の意味を狭く解釈してきました。真実・和解のための過去史整理委員会で再審の勧告が出された場合でも、被害者は個別に裁判所に再審を請求しなければなりませんでした。刑事訴訟法第

424 条は、検察官が職権で再審を請求できることを規定しています。政府は、1,520 件の過去の人権侵害事件について職権で再審を請求したと報告しました。これには緊急措置事件（218 件）、5.18 民主化運動、釜馬民主抗争、戒厳法違反事件、1972 年済州 4・3 事件、拉致帰還漁夫に対する捏造スパイ事件などが含まれます。そのうち 1,389 件の事件では被害者に無罪判決が下され、125 件の事件は公判が進行中です。

27. また、政府は特別報告者に対して、済州 4・3 事件の犠牲者の再審手続きを簡素化し、済州 4・3 事件真相究明および犠牲者名誉回復委員会が職権で再審を勧告できる内容の『済州 4・3 事件真相究明および犠牲者名誉回復に関する特別法』改正を報告しました。政府は更に特別報告者に対し、光州高等検察庁に済州 4・3 事件の職権再審勧告の履行のための合同遂行団を設置した事実も追加で報告しました。法務部と大検察庁は 2022 年 8 月、職権再審請求対象の受刑者の範囲を一般裁判で有罪判決を受けた受刑者まで拡大し、20 件の再審事件を職権で開始しました。

28. 政府は、再審事件や国家賠償請求事件などの人権侵害被害者は、既存の指針に従って、事件が公益のための訴訟として認められ、被害者が所得など一定の基準を満たす場合、法律救助法に基づいて法的救助を受けることができると報告しました。市民社会団体は、被害者の直系家族が国際基準に基づく訴訟費用免除を受けられず、司法へのアクセスが妨げられていると報告しました。

29. 多くの面談者は、国家を相手取った再審や不法行為訴訟において、裁判所が被害者に対する不法行為の事実を認めたにもかかわらず、公安職員、軍人、検事、裁判官などの加害者に対して司法的または行政的制裁が行われなかったと憂慮を表明しました。以前に一部加害者に授与された名誉は取り消されましたが、加害者の身元は明らかにされませんでした。

30. 報告書によれば、日本による女性や少女の性奴隷化、女性および男性の労働力ならびに軍隊の強制動員、サハリン朝鮮人強制動員と虐殺（旧ソ連軍事裁判で有罪判決を受けたが後に日本に帰国した加害者を除く）、済州 4・3 虐殺および朝鮮戦争中の米軍と朝鮮人民軍による人権侵害などを含め、第三国の公務員が韓国人を対象に行った人権侵害について、国外の管轄権において加害者に対する刑事起訴は行われませんでした。

31. 特別報告者は、深刻な人権侵害の加害者に対する起訴および制裁が進展していないことを懸念しています。特別報告者は、集団虐殺、戦争犯罪および人道に対する罪、特定の状況下での殺人および性犯罪に対する公訴時効の適用を排除するために採択された立法改善を歓迎しますが、公訴時効の排除の範囲がすべての深刻な人権侵害に拡大されるべきであると考えています。特別報告者は、不当に有罪判決を受けた人々の再審を促進するために採択された措置を歓迎し、すべての関連被害者を支援するためにこれらの努力を維持し、必要に応じて拡大すべきだと考えています。

VI. 賠償

32. 大韓民国は、過去の世紀に行われた深刻な人権侵害のすべてのカテゴリーの被害者に賠償を提供するための包括的な法的・制度的枠組みを採用してはいませんが、特定の被害者集団に加えられた被害を救済するために、数年にわたり一連の規範を採用してきました。これらの規範は、後述するように、個別の過去史の人権侵害被害者に補償または名誉回復を提供します。しかし、現行の法制度の下では、すべてのカテゴリーの被害者が補償を受けられるわけではありません。また、法律で個別の過去史人権侵害被害者への補償を規定していても、場合によっては補償額が被害者の損害を償うには不十分なこともあります。さらに、被害者に補償が支払われる場合、国家に対して訴訟を起こすことを出来るようにする規範も存在します。このような制度のため、多くの被害者は個別の訴訟手続きを経る必要があり、裁判所が時効を適用したり、又は高い立証基準を被害者に求めたりすることで、被害者の訴訟が却下されることが多々あります。

33. 特別報告者は、以下に大韓国内で採用されたいくつかの賠償施策を振り返っていきます。

34. 政府は、「日帝下の日本軍慰安婦被害者の保護・支援・記念事業等に関する法律」を通じて、被害者に補償、更生、満足を提供していると報告しました。女性・家族省は、申請者一人につき月額 4,833,000 ウォンの現金および介護費用を支給しています。1990 年代以降、日本軍における性的奴隷制の被害者は裁判所に日本に対する訴訟を何度も起こしてきましたが、いずれも時効などの理由で却下されています。2015 年、日本と韓国政府はこの問題が最終的にかつ不可逆的に解決されたと宣言し、賠償金としてではなく、被害者のための財政支援として日本が 10 億円を韓国政府に提供し、韓国政府は「和解・癒し財団」を設立し、この基金を被害者たちに配分することで合意しました。国連人権機構は、合意が国際人権基準を順守していないことに懸念を示し、被害者の意見を考慮するよう求めました。³ 拷問禁止委員会は、この合意が補償や可能な限り完全な更生のための手段を含む救助及び賠償を提供しておらず、真実に対する権利と再発防止を保証していないとして憂慮を表明しました。和解時点で、生存した 47 人の犠牲者のうち 35 人が財団から資金を受け取り、死亡した 100 人の遺族のうち 65 人が資金を受け取りました。⁴ 被害者とその遺族は 2016 年に韓国の裁判所で日本を相手取って二件の訴訟を起こしました。大韓民国憲法裁判所は

³ See <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=20326>; and <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=20262>. See also CAT/C/KOR/CO/3-5, paras. 47 and 48; CEDAW/C/KOR/CO/8, para 27; and CEDAW/C/JPN/CO/7-8, paras. 28 and 29.

⁴ Information provided by the Government of the Republic of Korea.

2019年に、2015年の合意は手続き、形式、内容を考慮したとき、法的拘束力のある条約ではなく、単なる政治的合意であると判断しました。ソウル中央地方裁判所は2021年、日本政府が日本軍の「慰安婦」被害者に賠償金を支払うべきだと判決を下しました。しかし、同じ裁判所は二つめの関連した訴訟においては、2015年の韓日合意を支持し、国家免責を理由に訴訟を却下しました。

35. 強制動員の被害者に対する賠償は複数の規範によって規制されており、一番最近では『対日抗爭期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法』（2010年制定）によって規制されています。大韓民国政府は、国外に居住する日帝強占期の強制動員被害者に医療費など6,592億ウォン⁵の補償金を支給したことがあります。『サハリン同胞支援に関する特別法』に基づく支援は、大韓民国に永住帰国して定住したサハリン同胞の第一世代であり、大韓民国の国民である場合に限られます。この法律は、国家がサハリン同胞が被った被害の救済のためにあらゆる外交的努力を尽くさなければならないと規定しています。政府は遺骸を大韓民国に送還し、犠牲者の帰還を促進し、遺族の訪問を容易にし、犠牲者の名誉を回復するための事業を推進しています。日帝強占期の強制動員被害者は1990年代から日本政府や日本企業を相手に何度も訴訟を起こしました。しかし、すべて原告の敗訴で終了しました。大韓民国の最高裁判所は2018年、強制徴用被害者が日本の新日本製鉄と三菱重工業を相手に損害賠償を求めた事件で、両社が各原告に賠償金を支払うよう判決を下しました。この判決は大韓民国の裁判所が強制動員被害者を法的に認めた最初の判決です。原告たちの賠償判決の強制執行が予定されていた2022年7月、大韓民国政府は最高裁に意見書（アミカスブリーフ）を提出し、そのために賠償金の支払いは行われませんでした。その代わり、韓国政府は2023年3月6日に、1965年の日韓請求権協定の恩恵を受けた韓国の民間企業の寄付金で設立された基金で、公的財団を通して原告に対する第三者弁済を行うと発表しました。日本の企業の場合、財団に寄付する義務はありませんが、寄付が禁止されているわけでもありません。一部の被害者は、この方策について、韓国の裁判所が賠償金支払いを命じた日本企業の出資金が含まれていないこと、日本企業の法的責任を免除したこと、日本からの謝罪を求めなかったこと、一部の被害者の同意が得られていなかったことなどを指摘し、強く批判しました。国家人権委員会の委員長も同様の憂慮を表明しました。政府は特別報告者に対し、被害者を含む市民社会団体の代表と政府との協議内容を報告し、被害者の3分の2が賠償金受領に同意したと報告しました。

36. 「軍事停戦に関する協定締結以降の拉北被害者の補償および支援に関する法律」に基づき設立された拉北被害者補償・支援審議委員会は、朝鮮民主主義人民共和国に3年以上滞在した拉北被害者への手当の支給、又は家族に補償金の支給をしています。

⁵ Ibid.

この法律は国家保安法違反で処罰された者を除外しているため、拉北帰還漁民事件の被害者の大部分はこの法律に基づく被害補償を受けることができませんでした。しかし、大検察庁は2023年5月、反共法および水産業法で有罪判決を受けた拉北帰還漁民100人に対する職権再審および関連する補償手続きを開始すると発表しました。被害者は、法律的支援が提供されない国家に対して個別の国家賠償請求により補償を受けることができ、実際に補償も受けました。政府は特別報告者に対し、被害者が定着および住宅基金の形で17億7,300万ウォンを受け取り、2012年から被害者に合わせた生活管理サービスを提供し、被害者の社会復帰を支援するために努力していると報告しました。

37. 済州4・3事件に関しては、それまで個別訴訟を通じて賠償が行われてきました。「済州4・3事件真相究明及び犠牲者名誉回復に関する特別法」が改正されたことにより、2022年からは死亡または行方不明の犠牲者に9,000万ウォン、受刑人犠牲者や後遺障害犠牲者には9,000万ウォン以下を支給できるようになりました。被害者は2022年6月から2025年5月までの間、賠償を申請することができます。政府は2022年に上記の賠償に1,810億ウォンが投入されると報告しました。また、改正法は被害者と遺族への心理・社会的支援や被害者の名誉回復のための公的記録の訂正などを規定しています。しかし、遺族は訂正を受けることができませんでした。「麗水・順天10・19事件真相究明及び犠牲者名誉回復に関する特別法」は、被害者への医療費および生活費支援の基礎を整えました。

38. 韓国戦争被害者に対する賠償は、法的体制では規定されていません。多くの民間人虐殺の犠牲者に対する賠償は、国家賠償訴訟を通じて個別に行われました。時効消滅や証拠不十分が請求棄却の主な根拠でした。個別の被害者に支給された賠償額は8,000万ウォンから2億ウォンまで非常に幅がありました。真実・和解のための過去史整理委員会は、上記の問題を解決するために、韓国戦争犠牲者遺族のための賠償特別法の制定、すべての民間人虐殺犠牲者のための公的追慕事業、国家暴力被害者に対する国家賠償請求時の時効排除および歴史的記録整理を担当する財団の設立などを勧告したことがあります。

39. 政府は、朝鮮戦争当時、大田コルリョン谷民間人虐殺事件の犠牲者に8,000万ウォン、犠牲者の配偶者に4,000万ウォン、両親と子どもには800万ウォン、兄弟姉妹には400万ウォンを支払ったと報告しました。遺族は長期の費用のかかる法的手続きを耐えなければなりませんでした。委員会の決定から3年経って訴訟を起こした家族には時効が適用され、賠償を受けられませんでした。訴訟を起こせなかった遺族も賠償を受けられませんでした。

40. 政府は光州民主化運動の犠牲者とその家族に現金補償を提供し、医療保険、住宅ローン、教育および就職支援などの追加支援を行いました。1990年から2015年ま

で、5,807 人の被害者にそれぞれ 4,320 万ウォン、総額で 2 億 5,119 万ウォンの補償金が支払われました。

41. 法的体系においては、海外養子となった被害者への賠償は提供されていません。子どもの権利保障院（National Center for the Rights of the Child）は、養子縁組が解消された、又は市民権がないために追放された養子に対し、社会サービス、心理社会的治療、実家探しの支援を提供しています。

42. 強制徴用、緑化事業、先導工作の被害者に対する賠償に関する特別法は制定されていません。一部の被害者は『民主化運動関係者名誉回復及び補償等に関する法律』に基づき、受けた補償は不十分でした。そのため、被害者は現在、個別の国家賠償訴訟を通じて賠償を受けています。

43. 瑞山開拓団のような収容所や収容施設の被害者に対する補償のための具体的な法律は制定されいません。2019 年、釜山市議会は「釜山広域市兄弟福祉院事件等の被害者名誉回復および支援に関する条例」を制定しました。京畿道は「京畿道仙甘学園事件被害者等支援に関する条例」を制定し、被害者に年間最大 500 万ウォンの医療費を支給し、被害者のための訪問相談室治療事業を運営していると報告しました。

44. 三清教育被害者名誉回復及び補償審議委員会（2004~2015 年）にて補償金が支払われました。しかし、被害者の範囲は死亡または負傷が証明された者に限定され、補償申請期間はわずか 10 か月、補償額は少額、心理社会的支援は提供されませんでした。政府に対する不法行為国家賠償請求は、時効が過ぎているという理由で却下されました。

45. 再審で無罪判決を得た、朴正熙大統領時代の緊急措置の被害者たちが、国家に対して国家賠償請求訴訟を起こしました。しかし、裁判所は被害者が加害者の不正行為を証明しなければならないという高い証明基準を設けて、訴訟を却下しました。裁判所はまた、消滅時効を理由に緊急処置が違法な統治行為ではないという理由で訴訟を却下し、民主化運動に関連する法律の下で十分な補償を受け取れなかった被害者による国家賠償請求も却下しました。さらに、裁判所は政府の賠償責任に関して金銭的上限を課しました。特別報告者の訪問後、最高裁は既存の判例を変更し、緊急措置発令および関連行為が違法行為に該当すると判断しました。最高裁判所は国家の賠償責任を認め、判決日を時効適用の起算点とみなしました。

46. 民主主義運動関連者名誉回復及び補償審議委員または国家に対する違法行為国家賠償請求を通し、疑問死被害者達に選択的補償が支払われました。

47. 先に述べたように、人権侵害が起きてから時間が経過しているにもかかわらず、消滅時効を適用し、被害者に高い立証基準を要求することは、被害者の司法請求の有効性に否定的な影響を及ぼしています。国家に対する賠償請求において、消滅時効を排除し、補償審議委員会を通して、補償手続きを円滑にしようとする主旨の「真実・和解のための過去史整理基本法」改正法案が国民議会に発議されています。法務省は

2018年に裁判所を通した賠償の不一致を解消し、事件の迅速な解決のため過去史事件に対する賠償金の範囲を決め、裁判所が決定した賠償額がこの範囲に該当すれば不服申し立てをしないという「ファーストトラック」手続きを作りました。証拠の基準について、政府は特別報告者に対し、真実・和解のための過去史整理委員会の報告書は、一般的に国家に対する賠償請求訴訟において強力な証拠と見なされていると報告しました。

48. 被害者に対するリハビリおよび医療支援金の提供は一貫性がなく、一部のケースでのみ限定的な規模で提供されています。政府は2021年12月に「国立国家暴力トラウマ治療センターの設立および運営に関する法律」を制定しました。歓迎すべき取組ですが、1945年以前に被害を受けた被害者を除外している点で深刻な問題があります。センターの建設は2023年12月に完成予定です。トラウマ治療プロジェクトは2017年から進行中です。

49. 民主化運動被害者に対する賠償および追悼措置を内容とする民主有功者礼遇に関する法律案を遺族たちが提案しましたが、国会では長い間通過せずに停滞しています。

50. 特別報告者は、前世紀にわたり行われた数多くの深刻な人権侵害の被害者のうち、一部の人々に賠償を提供するために採用された法的措置や国家への法的請求を通じて他の一部の被害者が受けた賠償に注目しています。しかし、特別報告者は、すべての範囲の深刻な人権侵害被害者に対して、完全かつ迅速かつ効果的な賠償を提供するため、補償、リハビリ、賠償および満足な措置を含む包括的な法体系とそれに伴う行政プログラムが不足していることに懸念を示します。特別報告者はまた、そのような人権侵害に対する賠償請求における消滅時効の適用、国家に対する国家賠償請求を提起する被害者に課される高い立証基準、請求が認められなかった被害者に対する費用徴集、すべての被害者に対する心理社会的サービスの不十分なアプローチについても懸念を示します。

51. 複数の機関が1998年以降、何度も謝罪を発表しています。

52. 大韓民国の大統領は、2006年の第58回済州4・3事件犠牲者慰霊祭で公開謝罪を行い、国防部長官と警察庁長官は第73回追悼式で公開的に謝罪しました。国務総理は2022年に麗水・順天虐殺事件の犠牲者と遺族に謝罪しました。

53. 国防部長官は朝鮮戦争の犠牲者への哀悼の意を表し、指揮官たちは謝罪文を朗読しました。大統領は2008年の蔚山補導連盟事件犠牲者追悼式でビデオメッセージを送り、過去に国家権力構造の過ちにより犠牲になった、又は被害を受けた全ての方々とその遺族に公式に謝罪しました。2010年には警察庁長官が忠南補導連盟虐殺犠牲者慰霊祭および真実究明告由祭で謝罪しました。

54. 大韓民国の元大統領4人が光州民主化運動公式記念式に参加し、犠牲者を慰め、遺族に公式に謝罪しました。人権侵害の責任がある軍の首脳部は謝罪しませんでした。国防部長官は2018年と2020年に計3回、被害者に公式に謝罪しました。

55. 検察総長は2018年に兄弟福祉院の被害者に謝罪したことがありますが、国家レベルの公式謝罪は行われませんでした。第二期真実・和解のための過去史整理委員会の勧告にもかかわらず、瑞山開拓団の被害者に対して政府が公的に謝罪した記録はありません。

56. 大統領は1998年に国家が保護対象の児童を保護できず、海外に養子として送らざるを得なかった状況について、海外養子たちを旧大統領官邸である青瓦台に招き謝罪しました。保健福祉部長官は2004年に被害者団体で遺憾の意を表明しました。

57. 一部の人権侵害について検察総長および国家情報局長が謝罪ことはあります。しかし、謝罪の範囲と内容は限定的でした。また、一部の裁判官は再審事件に関して個人的に謝罪をしましたが、機関としての謝罪はしていません。

58. 特別報告者は、前述の公務員による謝罪事例に注目するが、それらは特定の範囲の被害者に極限されており、非公開で発表され、広報が不足しており、公式的に記録されておらず、制度的というより個人的であり、被害者との意味のある協議を伴っておらず、ほとんどの場合、国際基準⁶に則った内容、範囲、形式、公開性、公式性、被害者との協議要件を完全には満たしていなかったことを強調します。

VII. 追悼

59. 大韓民国は、20世紀に行われた重大な人権侵害と被害者が被った被害を追悼するための包括的な立法や政策をまだ採択していません。しかし、長年にわたりいくつかの暫定的な取組が採用されてきました。

60. 2004年、女性・家族省は、日本強占期の日本軍性的奴隷被害者に関するデータベースとサイバーミュージアムをウェブサイトを設置しました。さらに、政府は「国立望郷の丘」に日本軍性奴隷被害者の記念碑を建立しました。2012年にはソウルに「戦争と女性人権博物館」を設立しました。2018年には8月14日が日本軍の「慰安婦」被害者記念の日と定められ、それ以来毎年記念行事が開催されています。

61. 日本強占期の強制動員に関しては、2016年以降毎年「日帝強制動員被害者全国合同慰霊祭」が開催されています。日帝強制動員被害者支援財団は釜山の「日帝強制動員歴史館」を運営し、慰霊祭を担当しています。サハリンには慰霊塔と追悼碑が建てられており、毎年追悼式が開催されています。樺太における朝鮮人に対する公式的な記憶と追悼に関する措置は不十分であることが知られています。

⁶ See A/74/147.

62. 済州 4.3 平和公園と済州 4.3 平和財団は 2008 年に設立されました。2014 年には 4 月 3 日が国家追念日（メモリアルデー）に指定され、毎年平和公園で追悼式が行われています。毎年 10 月 19 日には、麗水と順天の 10/19 事件の犠牲者のための合同追悼式が開催されます。

63. 朝鮮戦争中に行われた人権侵害や集団虐殺に関しては、各地方自治体が条例を制定し、追悼施設建設、資料や証言の収集、出版物の作成、遺族と協力し、追悼式の支援などを行っています。大韓民国政府は特別報告者に対し、慰霊祭および追悼施設建設のための予算支援を行っていることを報告しました。大田山内コリョン谷民間人虐殺の犠牲者合同慰霊祭は毎年 6 月 27 日に開催されます。朝鮮戦争犠牲者のための国家的追悼と和解の場である山内平和公園が大田山内コリョン谷虐殺現場に建設中で、2024 年の完成が予定されています。被害者および市民社会団体が、計画・設計・実施の過程において、実質的に協議し、積極的に参加することが極めて重要です。市民団体は政府当局と協力し、追悼碑が建てられる場所の発掘を行い、1,000 人以上の犠牲者の遺骨を掘り起こしました。巨昌事件追悼公園は、「巨昌事件等関係者の名誉回復に関する特別措置法」に基づき、2004 年に完成しました。2008 年には山清・咸陽虐殺の犠牲者を記念する公園が山清に設立されました。老斤里（ノグンリ）事件の犠牲者を追悼する老斤里平和公園と近隣の被害者合同墓地は 2011 年に開放されました。

64. 特別報告者は、民主化運動に関連して、ソウル民主人権記念館、利川（イチョン）民主化運動記念公園、釜山民主公園、大邱 2.28 民主運動記念塔、大田（テジョン）3.8 民主義挙記念館、昌原（チャンウォン）民主主義殿堂などの設立に注目しました。特に光州民主化運動に関して、政府は 1997 年 5 月 18 日を国の記念日として指定し、国立 5・18 民主墓地を整備しました。毎年、高官が出席する記念式が国立 5・18 民主墓地で開催されています。光州広域市は 2015 年に 5・18 民主化運動記録館を設立し、民主化運動の記録を保存しており、その一部はユネスコの世界記憶遺産に登録されています。光州には 5・18 記念公園と 5・18 自由公園も設けられています。特別報告者は、光州市にある複数の記念館や旧光州刑務所など、追悼の場となるべき場所を訪問しました。特別報告者は、旧刑務所で行われた人権侵害を追悼するための光州広域市当局の努力を称えます。

65. 2005 年、政府は 5 月 11 日を「養子縁組の日」と定め、健全な養子縁組文化と国内養子縁組を促進するために毎年このイベントを開催しています。

66. 強制徴用、緑化事業、先導工作の犠牲者のための国家レベルでの記念式、記念館、アーカイブ、教育活動は一切ありません。捏造スパイ事件の被害者である北拉帰還漁夫のための国家レベルの記念碑や施設も存在しません。最近では、江原道や束草市などの一部の地方自治体が、関連する社会意識向上や教育プロジェクトを促進する条例を制定しています。朴正熙大統領時代に実施された緊急措置の犠牲者や、疑問死犠牲者を追悼するための公的措置は未だに取られていません。

67. 公文書は、「公共記録物管理に関する法律」に従って管理・保存されています。人権侵害に関する記録の管理を規律する具体的な規範は、その特有の性質や機微性、ならびに被害者および一般市民のアクセスの必要性を考慮しても、存在していません。
68. 20世紀に大韓民国で行われた人権侵害の犠牲者を追悼するために政府が取った多くの取組に注目しながらも、特別報告者は、この分野に対する包括的なアプローチが不足しており、すべての人権侵害が、被害者たちと十分に協力して、公式的に適切に追悼がなされるようにすることが、有益であると考えます。

VIII. 再発防止の保証

69. 1990年代以降、大韓民国は堅実な民主化過程を踏んできました。移行期正義の観点から見ると、法の支配を強化するための憲法・法的・制度的改革、国内の人権機構の設立、国際人権条約の批准、国際人権枠組みへの参加は称賛に値する成果です。
70. 特別報告者は、この報告書の III から VI にかけて、過去の期間に行われた一部人権侵害を解決するため、民主主義へ移行して以降に採択された法的体系を検討しました。これらの称賛に値する立法努力にもかかわらず、過去に深刻な人権侵害を引き起こし、市民行動を引き続き抑圧する一部法律は適切に改正、又は廃止されませんでした。最高裁は、真実・和解のための過去史整理委員会が緊急措置違反に対する処罰が重大な人権侵害である点を確認してから、ようやく緊急措置第1号、第4号、第9号を違憲として無効化し、憲法裁判所は緊急処置第1号、第2号、第9号に対して違憲の決定を下しました。一方で、1948年に制定され過去に多くの人権侵害の中心にあった国家安全法は、多くの国際人権機構を通じて勧告がなされているにもかかわらず、今なお存在しています。国家安全保障法の曖昧な規定は、表現、意見、結社の自由の権利を平和的に行使している個人や組織に引き続き適用されています。⁷
71. 大韓民国は、国際的な観点から「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」を除くほとんどの国際人権条約を批准しています。特別報告者は、大韓民国が2023年1月に「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」に加入したことを歓迎します。国会では現在、同条約の批准案が提出されています。大韓民国憲法は、締結・公布された条約および一般に承認された国際法規は国内法と同等の効力を持つと規定しています。それにもかかわらず、大韓民国の裁判所は国際人権法を実体的効力を持つ規範というよりは参考資料として見なしているようです。国連条約機関の一般的勧告や総括所見は、憲法裁判所および一般裁判所の手続きにおいて法的拘束力を持つものとは見なされません。大韓民国は「国際刑事裁判所に関するローマ規程」を批准し、これに適合する立法を採択しました。

⁷ See <https://www.amnesty.org/en/wp-content/uploads/2021/06/asa250062012en.pdf>.

72. 過去に深刻な人権侵害に関与した軍事および安全保障分野の機関（警察や情報機関）を改革し、過去の人権侵害に関与した公務員を調査し、過去の人権侵害の再発を効果的に防ぐために、市民による監視を保障することに十分な努力が払われていません。国連自由権規約委員会は、警察の拷問疑惑を調査できる独立したメカニズムの不在と、軍内での多くの人権侵害事例のうち、記録され起訴に至る事例はごく少数であることを指摘しました。⁸ 国連拷問禁止委員会は、平和的デモ参加者への対応を含む過剰な武力行使事例、高い割合の拘禁中の自殺・突然死事例、責任究明のない軍内の人権侵害および死亡事件を指摘しました。⁹ 「国家保安法」と「集会およびデモに関する法律」に基づき、それぞれ職権乱用と合法的集会の妨害を制裁するための処罰規定が設けられています。「集会およびデモに関する法律」を国際基準に適合するよう全面的に再検討し、「国家保安法」を廃止する法案の審議は進んでいません。肯定的な側面として、政府は特別報告者に対し、警察が情報広報課を廃止し、過去の違法な査察や拷問を伴った活動を中止したと報告しました。2020年12月には、「国家保安法」違反に対する国家情報院の捜査権を制限する「国家情報院法」の改正が行われました。しかし、この法律は依然として国家情報院が当該犯罪に関する情報を収集、保管、配布することを許可しています。¹⁰

73. 検察官過去史委員会（2017～2019）は、人権侵害や権限乱用に関する真相調査を実施し、同様の人権侵害や権限乱用の再発を防ぐための勧告を含む報告書を採択しました。

74. 特別報告者は、深刻な人権侵害に関与していることが確認された、安保、司法及びその他分野の政府公務員たちが、依然として在職中であり、功労勲章を保持していたという事実を知らされました。2018年以降、捏造されたスパイ事件、兄弟福祉院事件、5・18民主化運動事件の人権侵害の加害者に授与された勲章は取り消されましたが、彼らの身元は依然として公表されていません。特別報告者はまた、立法、司法、行政当局の公務員たちに対し、過去国家の公権力によって行われた不法行為と再発防止策に関する教育及び認識向上キャンペーンが十分でないとの報告も受けました。司法機関内では、人権に関する継続的な教育が行われています。

75. 強制徴兵、緑化事業、先導工作等の脈絡にて行われた義務兵役に関連する人権侵害を考慮して、市民社会団体は徴兵制を募集兵制度に変えるための兵役法の改正を勧告してきました。特別報告者は、この点に関する政府の公式な取り組みを確認することはできませんでした。

⁸ See <https://www.amnesty.org/en/wp-content/uploads/2021/06/asa250062012en.pdf>.

⁹ See <https://www.amnesty.org/en/wp-content/uploads/2021/06/asa250062012en.pdf>.

¹⁰ See <https://www.amnesty.org/en/wp-content/uploads/2021/06/asa250062012en.pdf>.

76. 市民社会団体は、軍事裁判所が独立性や公正性に欠けており、平時において不適切であるという批判があることから、軍事裁判所の改革または全面廃止を要求してきました。軍事高等裁判所が廃止され、性的暴力犯罪など軍事裁判所の管轄下にある一部の犯罪は民事裁判所に移管されましたが、軍事裁判所は依然として存在しています。

77. 2004年以降、疑問死被害者の遺族や様々な団体は、疑問死事件の調査と、関係する法医学の能力及び手続を改善するために、法医官の資格と職務を検証する法律の制定を要求してきましたが、この法律は未だに制定されていません。

78. 「浮浪者」に分類された人たちを対象に、深刻な人権侵害が行われた兄弟福祉院のような収容所や収容施設の現況は依然として解決すべき課題として残っています。令状なしの違法拘禁を認めていた社会保護法は廃止されましたが、付則の規定は依然として有効です。その結果、当時設置された施設は現在も運営されており、多くの被害者が依然として該当施設や新しくできた他の施設に収容されていることが知られています。2021年、政府は障害者居住施設に対する脱施設ロードマップを作成しましたが、過去に国家暴力に関与したホームレス・シェルターや精神療養施設は含まれていませんでした。

79. 海外間養子縁組の否定的影響を防ぐための国家の責任を強化するためにいくつかの措置が採用されました。政府は養子縁組手続きにおける民間機関の裁量を制限する改定を行い、2年ごとに監査を実施し、養子縁組記録が抜けている、またはこれを破棄した養子縁組機関に対して行政制裁を課しています。2012年には「養子縁組特例法」が改正され、海外養子縁組には裁判所の許可が必要となりました。2012年、児童権利保障院は市民権を持たない養子のおおよその数を把握するため、海外養子縁組に対する調査を実施しました。

IX. 結論

80. 大韓民国は激動の20世紀に、数多くの多様で時には大規模な人権侵害を経験してきました。ほとんどの人権侵害は数十年にわたり未解決のまま放置され、大韓民国は紛争と権威主義に苦しみ続けました。民主的統合によって被害者の長年の苦痛や癒し、そして和解への社会の渴望に向き合う機会が作り出されたとき、新しい民主政府は多くの課題と多くの被害者の要求に直面しました。これらの問題を解決することは、持続的な努力と政治的意志を必要とする大きな課題でした。政府は直面する多くの移行期の課題に対応するため、いくつかの措置を講じています。しかし、政治的対立により、採択された措置は被害者の要求を、適切かつ持続的に解決することが可能な包括的なアプローチとは符合していませんでした。

81. 特別報告者は、法の支配と民主的ガバナンスを強化し、過去に行われた深刻な人権侵害に対処するための法的体系を採択し、真相究明と追悼の手続きを確立する上で進展があったことを高く評価します。しかし、すべての人権侵害とすべての被害者の苦痛が包括的に調査され、認定され、追悼され、救済されるよう改善の努力は強化されるべきです。主に被害者が提起した違法行為に対する国家賠償請求に基づいて、限られた範囲の被害者にしか補償が提供されておらず、心理社会的リハビリサービスや被害者の名誉回復措置は拡大しているものの、被害者の国家賠償請求に消滅時効が適用されるなど、賠償の分野にはさまざまな課題が残っており、すべての範囲の被害者に対して賠償、補償、満足、リハビリを含む完全な補償を保証する包括的な賠償手続きも存在していません。

82. 特別報告者は、過去の深刻な人権侵害加害者に対する刑事責任の追及がなされていないこと、そして過去の国家暴力をもたらした規範的な体制の改革や、人権侵害に関わる機関の能力および手続きの改善のための措置が不十分であることを懸念しています。特別報告者は、過去の虐待行為を明らかにし、その再発を防止するための取り組みを前進させるべく、技術的支援を提供するため、引き続き政府の全面的な要請に応じる用意があります。

83. 特別報告者は、大韓民国社会が経験した人権侵害の規模と範囲を明らかにし、被害者を確認し、彼らの尊厳を回復するために努力した被害者団体、市民社会団体、公的機関の尽力を称賛します。上述のような努力は、数多くの残虐行為とその行為の影響を受けた多くの被害者を考慮することが重要であるだけでなく、何よりも被害者の癒しと和解が不可欠です。特別報告者は、関連当局に対して、過去の人権侵害の包括的な真相を明らかにし、責任を究明し、完全な補償を提供するという緊急の課題を中断することなく継続し、また必要に応じて着手するよう促します。たった一つの悲劇も、たった一人の犠牲者も、認められず救済されないまま残されてはなりません。

84. 第三国による直接・間接的な介入で行われた深刻な人権侵害および人道法違反による被害者の状況は、緊急の解決策とすべての関係者による共同の努力を必要としています。大韓民国当局は、被害者に影響を及ぼすすべての交渉や決定の中心に被害者を置き、被害者に対して真実、救済および賠償を提供するための進展が達成されるよう、関連国の相手側に積極的に関与する必要があります。大韓民国政府は、日本帝国主義の被害者を支援するための措置を採用しました。しかし、この問題に関する日本との二国間交渉は、被害者の救済および賠償に関する権利を効果的に促進するための人権的アプローチが不足しており、2015年の日韓合意や2013年の意見書（amicus brief）の影響のような一部の事例では、被害者の権利が縮小される結果をもたらしました。二国間交渉で被害者を優先しない限り、被害者に対する救済は存在し得ません。二国間協定を通じた朝鮮民主主義人民共和国における強制失踪および強制移住の被害者の権利を促進する努力は、疑いなく複雑であったばかりでなく、被害者によれば

被害者中心のアプローチが十分ではなかったとされています。上記の問題に関して、当事国の努力はより強化される必要があります。

85. 特別報告者は、大多数の韓国の被害者が高齢であること、被害者の要求を満たし、名誉を回復するための効果的な対応が必要である点を踏まえつつ結論を出したいと考えています。政府は、この緊急の課題を迅速に達成するための努力を惜しんではなりません。

X. 勧告

A. 政府への勧告事項

86. 特別報告者は、当事国に以下の通り勧告します。

(a) 韓国が批准したすべての国際人権条約に適合するように国内法を整備・反映させ、特に刑法を改正して国際規範に完全に適合するように拷問の定義を導入し、拷問を独立した犯罪として明記すること；

(b) 過去のあらゆる人権侵害に関する真相究明とデータおよび証言の収集のための公式な取組を維持・強化し、その過程でジェンダーの視点と被害者中心のアプローチを取り入れ、現在および将来の世代のためにすべての人権侵害および違反に関する情報が包括的かつ正当に考慮され、認識され、記録されるように保証し、収集された情報の保存と公開アクセスを保証し、市民社会団体を支援すること；

(c) 第2期真実・和解のための過去史整理委員会の活動期間を延長すると同時に、真実・和解のための過去史実整理委員会がその権限下で、すべての人権侵害問題に対応できるよう、委員会に制限のない職務範囲を保証すること；

(d) 国家情報院、警察庁、国軍、行政安全部、国防部の記録保管所に保管されている記録を含め、過去の人権侵害に関する秘密記録の公開を保障するために必要な措置を講じ、遅滞なく関連する真実究明機関に当該記録への制限のないアクセスを許可すること；

(e) 過去の深刻な人権侵害に関する記録保管所を設置し、記録の管理および活用のための法律制定を検討すること；

(f) 被害者が国家記録院および検察庁の記録を含む人権侵害記録に対し、制限や費用負担なしにアクセスできるよう保障するために必要な行政的・立法的措置を講じること；

(g) 深刻な人権侵害の加害者に対する犯罪捜査、起訴および制裁を保障するための責任追及手続または起訴計画を策定すること；

(h) 深刻な人権侵害に対して時効が適用されないように保障するための必要な立法的措置を講じること；

- (i) 過去の国家暴力に対する不法行為国家賠償請求について消滅時効が適用されないように保障するために必要な措置を講じ、時効を理由に請求が却下された被害者に救済を提供する手続きを導入し、請求が認められなかった被害者に対する訴訟費用の徴収を停止すること；
- (j) 人権侵害が発生してから長い時間が経過しているという点と、真実・和解のための過去史整理委員会が提供した情報に立脚し、過去の国家暴力事件における国家に対する不法行為国家賠償請求を行う場合、立証責任に関する政策の変更のための立法またはその他の措置を講じること；
- (k) 緊急措置、その他の抑圧的措置、国家権力の乱用により誤って不当に有罪判決を受けた者の再審を促進するための努力を維持し、必要であればこれを拡大すること；
- (l) 過去の国家暴力のすべての被害者および直系家族が、再審や不法行為請求を含む訴訟を起こすための法的支援を受けられるよう保証すること；
- (m) 過去の国家暴力に関する個別の法律が、人権侵害の影響を受けたすべての被害者を包括的に定義すること；
- (n) あらゆる範疇の深刻な人権侵害の被害者に、補償、リハビリテーション、賠償及び満足を含む完全かつ迅速で効果的な賠償を提供するための包括的な法的及び行政的体系を採択し、被害者の地位の決定及び被害者への保証される具体的な権利と資格の基準を明確に定義し、申請手続きが全ての被害者に明確に伝えられ、アクセスが可能となるようにし、被害者の立証に障壁を低くし、期間の制限をしないこと；
- (o) 人権侵害の被害者に心理社会的サービスを提供し、国家暴力のトラウマ治療センターが提供する心理社会的サービスが全国的に提供されねばならず、1945年以前に人権侵害にあった被害者を含むすべての被害者にアクセスが保証されること；
- (p) 謝罪の内容、範囲、形式についてすべての範疇の被害者と十分に協議し、公式的、公開的に謝罪し、被害者の名誉回復のために謝罪を公に記録すること；
- (q) 過去の重大な人権侵害を包括的に追悼できるよう、必要な措置を講じ、その設計と執行において被害者と十分に協議し、被害者の効果的参加を保証し、大規模な人権侵害の現場の適切な表示と保存を保証し、被害者およびその家族の追悼のための努力を支援すること；
- (r) 過去の人権侵害について多元的で包括的かつ正確な説明を社会に提供するための教育、文化、メディア分野の政策を採択することにより、社会のすべての構成員がこれらのテーマに自由かつ敬意を持って参加できる環境を造成すること；
- (s) 過去の人権侵害に関与した安保および軍事機関を規制する法的・手続き的体系が国際基準を完全に順守することを保証するのに必要な処置を採択し、該当機関に対する独立した市民監視を保証し、該当機関による濫用や暴力の疑いを調査すること；

- (t) 「国家保安法」を廃止または国際基準に合わせるべく改正するための具体的な措置を講じ、「集会およびデモに関する法律」および「国家情報院法」を国際基準に合わせるために再検討すること；
- (u) 軍、安保、司法、検察およびその他の公共部門で働くすべての公務員の人権的背景に関する包括的な審査手続きを実施すること；
- (v) 裁判所で不当または違法行為を行ったことが証明された公務員に対して、適切な司法または行政上の制裁が科されるようにし、関連情報を一般に公開すること；
- (w) すべての公務員に対し、過去の深刻な人権侵害に対する国家の責任を含む人権と歴史的記憶に関する持続的教育を提供すること；
- (x) 現在も施行中の「社会保護法」の付則条項を廃止し、国際基準に合致する包括的な脱施設政策を導入し、2021年の脱施設障害者の地域社会自立支援のロードマップを精神療養施設やホームレス施設にまで拡大する法案を検討すること；
- (y) 真実、正義、賠償、追悼および再発防止を含む過渡期正義手続きのすべての側面を設計・実行する際に、被害者と市民社会団体が積極的に参加できるよう保障すること；
- (z) 第二次世界大戦当時の日本軍慰安婦制度の生存被害者が、国際基準に則った、真実、正義、十分な賠償と再発防止の保障を得られるように、2015年12月28日に行われた日韓合意を改正すること；
- (aa) 韓国人被害者に対する深刻な人権侵害と国際人道法違反に関与した第三国当局が、それぞれの国の責任範囲内で、被害者の真実、正義および賠償に対する権利を実現し、被害者に影響を及ぼすすべての交渉および決定において被害者が意味のある協議を行うために必要な処置を取るよう、積極的に関与すること。

B. 国際社会への勧告事項

87. 特別報告者は、朝鮮民主主義人民共和国、日本、ロシア、アメリカなど、韓国人被害者に対する深刻な人権侵害および国際人道法違反に関与した第三国当局に対し、それぞれの国の責任範囲内で国立記録公文書への完全なアクセスを含む真実、認識と謝罪を含む正義と賠償を被害者に提供し、被害者に影響を与えるすべての交渉および決定の中心に被害者を置くために必要な措置を講じることを勧告します。